

# 冷却水のレジオネラ対策



浴槽系統のレジオネラ菌は、人が吸入して呼吸器系に感染する可能性が高いことから、ユーザーの意識も高まっており、近年、検査も定期化してまいりました。

それに比べ、冷却水のレジオネラ菌対応は、まだまだ遅れているのが現実です。実際に検査してみると、基準値を超えて検出しているケースも多く、浴槽に比べ感染確率は低いとは言え、冷却水は飛散する状況にあり軽視できるものではありません。

ビル管理法の中でも、冷却塔に関して、**補給水は飲料水レベルに適合するもの**  
**冷却水は定期的な点検や水入替えの実施** **冷却塔・冷却水管の定期清掃の実施**  
 などが基準化され、レジオネラ菌の抑制を目的とした内容になっています。  
 是非この機会に、冷却水のレジオネラ菌検査をしてみませんか？

## レジオネラ菌検査の必要性

下記回数にてレジオネラ菌検査を実施する必要があります。

(感染危険因子の点数化)

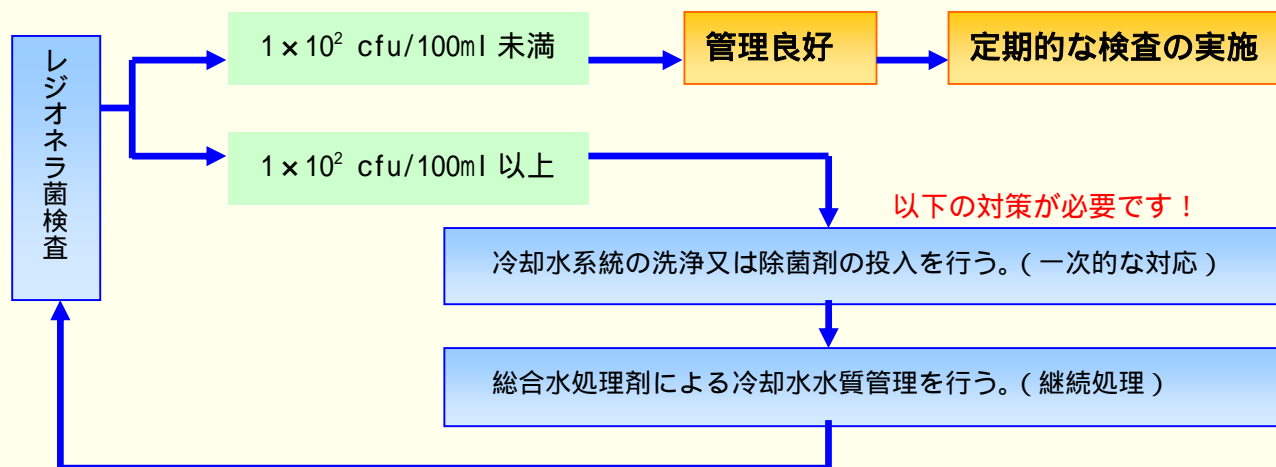
	病院	老人施設	特定建物
給湯用	4～6	4～5	3～4
冷却水	5～8	5～7	3～5
修景用水	5～8	5～7	3～5
渦流浴・温泉	6～9	6～8	3～5
加湿器水	7～11	7～9	6～8

例えば老人ホームの冷却塔であれば  
 点数は5～7となり、年1回以上の  
 検査を実施する必要があります。

3点以下	常に維持管理に心がけ必要に応じて細菌検査を実施
4～5点	1年以内に1回以上設備の稼働初期に細菌検査を実施
6～8点	1年以内に2回以上設備の稼働初期・期間中に細菌検査を実施
8点以上	1年以内に3回以上設備の稼働初期・期間中に細菌検査を実施

## 冷却水レジオネラ対策

レジオネラ菌が検出された場合対策を実施し、検出菌数が検出限界以下(10cfu/100ml未満)であることを確認する必要があります。



〒530-0046 大阪市北区菅原町8-14

日本水処理工業株式会社

TEL 06-6363-6330

FAX 06-6363-6372

<http://www.mizu-shori.com>

■計量証明事業 第10135号  
 ■建築物空気環境測定業

■建築物飲料水水質検査業  
 ■作業環境測定機関27-97

■簡易専用水道検査機関

■水道法第20条検査機関